

環循施発第 2312211 号
令和5年 12月 21日

北海道知事 殿

環境大臣
(公印省略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物
の今後の処理方針について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）によるポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物の処理については、令和7年度末までの事業終了準備期間を活用した北海道事業の実施に御理解をいただきとともに、同社への指導監督をはじめ、環境モニタリングや、北海道P C B廃棄物処理事業監視円卓会議等を通じたP C B廃棄物処理事業の安全確保等に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、全国でのP C B廃棄物処理については、貴道をはじめとした施設立地自治体の御理解・御協力を得て、これまで変圧器・コンデンサー約39万5千台、安定器約6百万台もの処理を実施するなど、大きく進展してきたところです。

環境省では、P C B廃棄物の処理完遂に向けて、引き続き事業終了まで最大限取り組んでまいりますが、それでもなお、令和5年度での北九州・大阪・豊田事業エリアでの受入終了後、新たに高濃度P C B廃棄物が発見された場合には、苦渋の判断ではありますが、令和7年度末までの間、受入可能な範囲でJ E S C O北海道事業所での処理を行いたいと考えております。

環境省としては、事業対象地域の自治体などの関係機関とも連携し、J E S C O北海道事業の安全かつ確実な処理に取り組むとともに、地域の御理解が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。

つきましては、P C B廃棄物の処理が地球環境及び我が国の環境の保全を図る上で極めて重要であることに鑑み、上記処理方針について御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

環循施発第 2312212 号
令和 5 年 12 月 21 日

室蘭市長 殿

環境大臣
(公印省略)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社によるポリ塩化ビフェニル廃棄物
の今後の処理方針について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「J E S C O」という。）によるポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）廃棄物の処理については、令和 7 年度末までの事業終了準備期間を活用した北海道事業の実施に御理解をいただきとともに、同社への指導をはじめ、環境モニタリングや、北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議等を通じた P C B 廃棄物処理事業の安全確保等に御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

さて、全国での P C B 廃棄物処理については、貴市をはじめとした施設立地自治体の御理解・御協力を得て、これまで変圧器・コンデンサー約 39 万 5 千台、安定器約 6 百万台もの処理を実施するなど、大きく進展してきたところです。

環境省では、P C B 廃棄物の処理完遂に向けて、引き続き事業終了まで最大限取り組んでまいりますが、それでもなお、令和 5 年度での北九州・大阪・豊田事業エリアでの受入終了後、新たに高濃度 P C B 廃棄物が発見された場合には、苦渋の判断ではありますが、令和 7 年度末までの間、受入可能な範囲で J E S C O 北海道事業所での処理を行いたいと考えております。

環境省としては、事業対象地域の自治体などの関係機関とも連携し、J E S C O 北海道事業の安全かつ確実な処理に取り組むとともに、地域の御理解が得られるよう丁寧な説明に努めてまいります。

つきましては、P C B 廃棄物の処理が地球環境及び我が国の環境の保全を図る上で極めて重要であることに鑑み、上記処理方針について御理解と御協力をいただきますようお願ひいたします。